

# 大切な財産を守るのはあなた自身です

「悪質商法の被害に遭わないための5か条」



① うまい話にご用心  
うまい話はまずないと思ってください。「あなただけ特別に…」はだれにでも言っています。



手紙やはがきで申込みの撤回・契約の解除ができる  
思を知らせると

③ 説明内容は書面で確認  
説明内容は契約書面に記載されているかどうか確認する必要があります。



② はっきり言おう  
「いりません」  
相手はプロです 中途半端な態度がいちばん危険です。特に「結構です」という答え方は肯定の意味にもとられかねません。

④ 日ごろの備えが自分を救う  
悪質業者は次にあなたをねらっているかもしれません。日ごろから被害防止対策を考えておく必要があります。



契約（申込み）後の定められた期間内に

## クーリング・オフ制度とは？

手紙やはがきで申込みの撤回・契約の解除ができる  
思を知らせると

① うまい話にご用心  
うまい話はまずないと思ってください。「あなただけ特別に…」はだれにでも言っています。



② はっきり言おう  
「いりません」  
相手はプロです 中途半端な態度がいちばん危険です。特に「結構です」という答え方は肯定の意味にもとられかねません。



手紙やはがきで申込みの撤回・契約の解除ができる  
思を知らせると

● 法律に規定がある  
● 業界が自主的に規定している  
● 業者が個別的に契約内容に採り入れている

● 定められた期間内である  
● 次の場合は日数に関係なく無条件で解約ができます。  
申込時・契約時に

● 書面を受領しなかつた場合  
● 書面にクーリング・オフの記載がない場合

● クーリング・オフ期間が過ぎた

● 健康食品や化粧品などの消耗品を使ったり、一部を消費したりした

● 乗用車を購入した  
● 三千里未満の商品を受け取り、同時に代金を支払った

● 通信販売で購入した  
● セールスマンを自宅に呼び寄せて購入した

● 同時に代金を支払った  
● 乗用車を購入した  
● 三千里未満の商品を受け取り、同時に代金を支払った

活動をした

## 児童手当の現況届について

0歳から6歳までの就学前のお子さんをお持ちの方に、児童手当現況届の様式を今月中旬頃にお送りします。

この届出は年に1度、児童手当を受給されている方から提出をお願いしています。

現況届の際、次に該当する方には添付書類が必要となります。

○厚生年金等に加入されている方

○厚生年金等に加入された方

○今年の1月2日以降に転入された方

○1月1日現在でお住まいだった方

所得制限額が引き上げになりました。

今回の制度改正により、所得制限額が引き上げられ、支給対象が拡大されました。詳しくは次の表のとおりです。

平成13年度児童手当所得制限額表		
扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

## 児童手当関係届出、手続き一覧

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月（すべての受給者）	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届、認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童がなくなったとき	受給事由消滅届
法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届、認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

児童手当を受給している方、または受給される予定の方は、次の要件が発生したときに届出が必要となります。

届出がないと、せっかくの受給権が消滅してしまったり、手当の一部、または全額を返還していくこともあります。

トラブルを未然に防ぐためにも、手続きは速やかにお願いします。

なお、振込み口座の名義は申請者ご本人に限りますのでご注意下さい。

## 振込み口座について

児童手当の振込み金融機関は次のとおりです。

● 第四銀行月潟支店  
・ 大光銀行白根支店  
・ 卷信用組合月潟支店  
・ JA越後中央月潟支店

なお、振込み口座の名義は申請者ご本人に限りますのでご注意下さい。

## 介護支援専門員実務研修受講試験を行います

● 日時 平成13年11月11日(日)  
午前10時から

● 会場 下越地域に設置した会場となり、受験票に記載されます。

● 受験資格 保健・福祉・医療に関する国家資格等を持ち、その業務で5年以上の従事経験が必要です。

● 受験願書について  
①配布 平成13年8月1日(火)  
②取扱場所 〒950-8570 新潟県(12F)高齢福祉保健課介護保険室  
③取寄方法 直接来られるか郵送(270円切手を貼付したA4版の書類が入る返信用封筒を同封)により依頼  
④受験申込み  
⑤申込先 〒950-8570 新潟県高齢福祉保健課介護保険室  
⑥申込方法 郵送(簡易書留)  
⑦又は持参

● 受験申込み  
①受付期間 平成13年8月20日～31日(当日消印有効)  
②申込方法 郵送(簡易書留)  
③申込先 〒950-8570 新潟県高齢福祉保健課介護保険室  
④申込方法 郵送(簡易書留)

● 問合せ先  
新潟県庁高齢福祉保健課  
1代 内線2527  
2代 2528  
3代 2523  
問合せ先